



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- …(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)…
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…
- 保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)…
- …(産業労働局農林水産部森林課)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)…
- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)…

告示

●東京都告示第百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

東京都告示第百二十一号

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年一月六日	西東京市南町三丁目八百七十二番十五、同番二十九及び同番三十二の各一部	延長 三四・九七 幅員 四・三〇 四・五〇

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(単位平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年一月十三日	西東京市保谷町六丁目千九百九十一番三及び同番二十の各一部	一五・〇八

●東京都告示第百二十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)TGM芝浦プロジェクトについて、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年二月二日から同月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 羽村市産業環境部環境保全課

羽村市緑ヶ丘五丁目二番地一

イ 福生市生活環境部環境課

福生市本町五番地

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年二月二十三日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二日

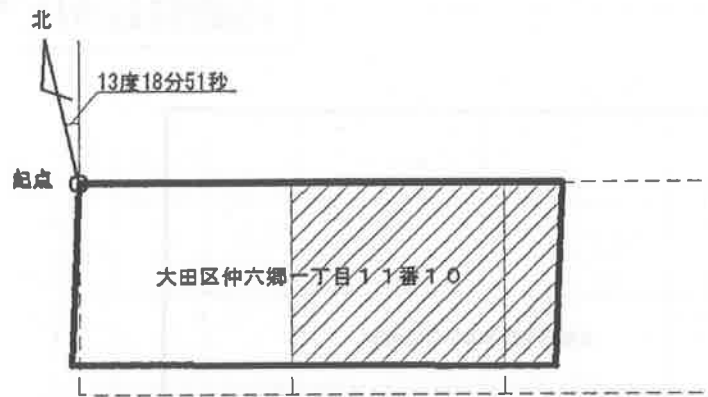
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区仲六郷

一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図




< 起点 >

起点は、大田区仲六郷一丁目11番10の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 13度18分51秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >

- : 敷地境界 (筆境界)
- - - - - : 単位区画
-  : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千二百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区東桃谷五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去